

諮問日：令和2年10月29日（令和2年度（個）諮問第1号）

答申日：令和3年2月22日（令和2年度（個）答申第3号）

件名：仙台地方裁判所における申出人の特定期間の遅出出勤申請に関する文書に記録された保有個人情報の一部開示の判断に関する件（開示の実施）

答 申 書

第1 委員会の結論

苦情申出人の特定期間の遅出出勤申請に関する一切の文書に記録された同人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、仙台地方裁判所長が、「公務の運営上の事情による早出遅出勤務について」及び「割振り簿（公務の運営上の事情による早出遅出勤務）（令和2年）」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、仙台地方裁判所長が令和2年8月21日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

開示の実施の方法として、閲覧及び謄写を求めたが、文書の閲覧及び謄写の方法による場合において、当該保有個人情報が記録されている文書の保存に支障を生じるおそれがなくその他正当な理由がないのに、写しの交付によりこれを行い、再三の閲覧及び謄写の求めに応じない。

なお、開示しないこととした部分とその理由に不服はなく、当該部分の閲覧及び謄写等は求めている。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象個人情報のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は、裁判所職員の印影であり、この情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）14条2号に定める不開示情報（開示申出人以外の個人識別情報）に相当する。

よって、原判断は相当である。

- 2 苦情申出人は、開示の実施の方法について、保有個人情報が記録されている文書の保存に支障を生じるおそれがなくその他正当な理由がないのに、仙台地方裁判所が写しの交付によりこれを行った旨主張する。この点、取扱要綱記第4の8の(1)は、保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは、これの閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることにより開示の実施を行うこととし、文書等の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行う旨を定めている。仙台地方裁判所は、本件対象文書に直接マスキングを施すことは同文書の保存に支障を生じるおそれがあると認められることから、写しによりこれを行ったものであり、同裁判所の対応は相当である。

さらに、苦情申出人は、開示の実施の方法として閲覧及び謄写を求めたが、仙台地方裁判所は写しの交付によりこれを行い、閲覧及び謄写の求めに応じない旨の事情を主張している。この点、取扱要綱記第4の8の(1)は、前記のとおり、文書等の閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることにより開示の実施を行う旨を定めているところ、本件において開示することとした保有個人情報については対象となる文書の枚数が2枚にすぎなかったことから、仙台地方裁判所は、その裁量による司法行政サービスとして、無償で写しを交付することとしたものであり、同裁判所の行った開示の実施方法に何ら不相当な点はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年1月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年2月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分は裁判所職員の印影であり、この情報は、法14条2号に規定する不開示情報（開示申出人以外の個人識別情報）に相当すると認められ、同号ただし書に規定する情報に相当する事情は認められない。

したがって、本件不開示部分は法14条2号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、開示の実施の方法として閲覧及び謄写を求めたが、仙台地方裁判所が写しの交付によりこれを行い、再三の閲覧及び謄写の求めに応じない旨を主張する。しかしながら、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。

なお、この点につき付言すると、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、仙台地方裁判所は、本件対象文書に直接マスキングを施すことは同文書の保存に支障を生じるおそれがあるとして、写しによりこれを行ったとのことである。この点について、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、仙台地方裁判所は、仮に本件対象文書の原本により開示を実施するとすれば、本件不開示部分について被覆シール等で覆う方法によることになるが、この方法によると仮に同シールが外れる等した場合に同部分が明らかになるおそれがあり、さらに、この方法によらず、本件不開示部分に直接黒塗りを行う等の場合には原本を汚損することになることから、本件対象文書の保存に支障を生じるおそれがあるとして、写しにより開示を実施したことが認められる。対象文書に部分的に不

開示の箇所がある場合に当該箇所を除く部分の開示を的確に実施する必要があることを踏まえれば、仙台地方裁判所が写しにより開示を実施することとした理由として挙げる上記の事情については、「文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき」（取扱要綱記第4の8の(1)のただし書）に該当すると認められる。したがって、仙台地方裁判所の開示の実施の方法が不当であるとはいえない。なお、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、仙台地方裁判所は、本件対象文書の枚数が2枚にすぎなかったことから、同裁判所の裁量による司法行政サービスとして、苦情申出人に対して無償で写しを交付することとしたとのことであり、このことも不当であるとはいえない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法14条2号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子